なお効力を有する改正前地共済法第百七条の九の表第八十一条第一号の第二項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項
当該各月以前の	の標準賞与額
第百七条の七第三項の規定の適用がなかつたものとした場合の当該各月以前の	の標準賞与額（第七十八条の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）
なお効力を有する改正前地共済法第百四十四条の二十五の二第八十一条第七項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項（改正後厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）
五十円	五十銭
百円	一円
第八十一条第七項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項に
なお効力を有する改正前地共済法第百四十四条第一項	及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第四項	改定する。この場合において、同項各号中「組合員期間」とあるのは、「旧地共済施行日前期間」とする
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第五項	第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
第七十九条第二項及び第三項	第三項の」
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の二第六項	旧地共済施行日前期間
当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の二第七項	旧地共済施行日前期間
六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の三第三項	旧地共済施行日前期間
組合員期間	旧地共済施行日前期間

なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の三第四項	第七十九条第三項
組合員期間の月数	旧地共済施行日前期間の月数
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十三条第三項第三号及び第四号	及び第三項の規定
組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十三条第三項第五号	第七十九条第三項
組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条第六項	第七十九条第三項
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに第二十六条第六項	及び第三項の規定
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十六条第二項	第八十一条第一項及び第二項
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二第一項	第四十四条の二から第四十四条の五まで
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項	第四十四条の二から第四十四条の五まで

なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の三第四項	第七十九条第三項
組合員期間の月数	旧地共済施行日前期間の月数
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十三条第三項第三号及び第四号	及び第三項の規定
組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十三条第三項第五号	第七十九条第三項
組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条第六項	第七十九条第三項
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに第二十六条第六項	及び第三項の規定
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十六条第二項	第八十一条第一項及び第二項
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二第一項	第四十四条の二から第四十四条の五まで
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項	第四十四条の二から第四十四条の五まで